

瑞穂市公共下水道等説明会質疑応答集

【生津小校区】

平成24年7月9日(月) 生津小学校体育館

Q 一般住宅とアパートの場合の負担金の額は異なるのか。

A 今後の事業の受益者負担金は、一般住宅もアパートも同じ予定です。土地の面積の大きさによって変わります。

Q 下水道整備には何十年もかかるとの説明であったが、馬場生津地区の整備が何年先か分からない状況の中、このような説明会を開催する趣旨は何か。

A 下水道整備は長期間の事業であり、その間に家屋の改築や建て替えを行う機会があると思います。その際に、将来下水道ができることを想定して排水管や浄化槽の設置位置などを考えて頂きたい。また、受益者負担金や排水設備工事費など、皆さんに負担して頂く費用があるので、計画の早期の段階から将来に備えて頂きたい

Q 阪神大震災の時、市内の下水道への影響はありましたか。

A 現在の瑞穂市の施設は、阪神淡路大震災以降に建設されたものばかりです。そのため、市内の下水処理場は阪神大震災に対応する設計基準で工事してあります。管きょ施設においては液状化によるマンホールの浮き上がり想定されますが、費用対効果を考えた上で事前に耐震補強を行うのか、被害があってから復旧するのかを検討します。

Q 馬場生津地区だけで下水処理場を作る計画はあるのか。

A 維持管理費を考慮して、今後整備する区域の下水処理場は瑞穂市の未整備地域で1箇所の計画です。

Q 高低差を考慮して下水処理場の位置は決定しないのか。

A 瑞穂市の標高は、海拔6mから11mの範囲です。その大部分がフラットな地域になります。一般的には、低い地域に処理場の位置を選定することになりますが、瑞穂市は必ずしも下流域の標高が低い訳ではないので、仮にどこの地域になったとしても管きょ計画で対応できると考えています。

Q 合併浄化槽を使用しているが、下水道へ接続しなくてはいけないのか。接続しなくてもいい場合、業者のパンフレットには、合併浄化槽は高性能であるのでこのまま使っても問題はないと書いてあったと思う。また、その場合でも公共汚水ますは、必ず設置しなくてはいけないのか。

A 合併浄化槽であっても下水道法上の接続義務があり遅滞なく接続して頂くことになります。しかし、単独浄化槽やくみ取り便所の方を対象に積極的に接続のお願いをすることになります。合併浄化槽と下水処理場では放流の水質基準や性能が異なっており、下水処理場の方がより高度な水質を確保することができます。

公共汚水ますの設置は、本管工事と同時に市が行います。その時、設置を拒まれた場合で後で設置する場合は、個別対応になります。

Q 処理場の位置が決まっていなくても、本管や公共汚水ますの設置のみを先行して

できないのか。

A 勾配が決められないため、本管工事の先行はできません。また、公共汚水ますは本管工事と合わせて設置します。

Q 既存3処理区の受益者分担金は、当初と現在も同じ金額か。

A 呂久地区は平成9年に供用開始しています。その当時の受益者分担金は198,000円でした。西地区は約350,000円を目標に各戸で貯金をして頂いていましたが、合併協議の中で受益者分担金を一律150,000円に統一しました。一般的に受益者負担金は、総事業費の5%程度を受益の総面積で割った単価になります。

Q 事業認可取得の時期の予定はいつぐらいか。

A 処理場の位置が決定して1年程度後には事業認可の取得をしたいと考えています。供用開始の時期は、工事が始まってから早い地域で5年後ぐらいを予定しています。どの地域から整備するかの順番は決まっています。

Q 一括交付金などの制度変更を考えると国の補助金は減っていくと思われるが、その代わりに受益者分担金が増えるなどの可能性はあるのか。

A 現在、下水道に関する国庫補助制度は大きく変わっていないと認識しています。今後、社会情勢が変化していく中で現在の制度が保証される訳ではないので、その都度事業展開の見直しを行い、整備を進めて行きたいと考えています。

Q 下水道に接続していないと太陽光発電の補助金が交付されないのはなぜか。

A 太陽光発電の補助は全額市費であり、下水道が供用開始している区域については、市が行っている下水道事業に協力して頂くという目的で太陽光発電の補助金の条件として下水道の接続があります。また、環境問題の観点から太陽光発電設置時には下水道も合わせて協力をお願いしています。下水道が供用していない区域については、この条件はありません。

Q 公共汚水ますが設置された場合、いつまでに接続しなくてはいけないのか。

A 浄化槽の場合、法的には遅滞なくということになります。しかし、瑞穂市では、供用開始後、3年以内をお願いをしています。

Q 下水道に接続しないと罰則はあるのか。

A くみ取り便所の場合は、3年以内に接続しないと30万円の罰則規定があります。

Q 供用開始済み区域の加入状況はどの程度か。

A 平成22年度末で、別府地区は39.5%、西地区は63.9%、呂久地区は97.7%です。西地区の一般住宅については、7割程度の接続があります。別府地区の接続率が低い理由を平成20年度に全戸訪問し調査しましたが、住んでいる方々の高齢化が進んでいることや後継者がいないことが原因ではないかと考えています。

平成24年7月10日（火） 生津小学校体育館

Q この説明会は、合併浄化槽設置者には関係ない説明会か。

A 合併浄化槽であっても下水道法では義務があります。そのため、合併浄化槽だから関係ないわけではありません。

Q 下水道を接続する際に浄化槽の撤去は必要か。

A 廃棄物とした場合、法的に撤去は必要になります。浄化槽の機能があった場合、浄化槽の維持管理費が必要になります。

Q すべての人が下水道への接続が強制か。

A 強制というよりは、接続義務があるということです。現実的には、なかなか接続が進んでいない状況で、既存処理区の接続状況は、平成22年度末で別府地区が39.5%、西地区は63.9%、呂久地区は97.7%です。別府地区が低迷しているのは、住んでいる方々の高齢化が進んでいることや後継者がいないことが原因だと思えます。どうしても無理な理由がある方がいますので、今すぐ強制とまでは言っていません。無理な場合は個々に対応しています。

Q 馬場生津地区は区画整理が行われました。その際、「下水道管を先行して布設しておいてはどうか」という提案をしましたが、下水処理場の位置が決まっていないという理由で見送られました。現在の計画では、下水処理場の位置は決まっているのか。

また、下水道接続が強制とは言い過ぎではないか。

A 現在は、候補地を選定してその地域と交渉を行っています。まだ、決定しているわけではありません。決定する時は、都市計画決定の段階であります。

接続については、強制ではなくて法律上接続義務があるということです。現実的には、各々の都合がありますので、接続のお願いをしているという状況です。

Q 馬場生津地区全体を北方町公共下水道区域とする予定はあるのか。

A 瑞穂市公共下水道全体計画時に、このことも検討しました。北方町への接続は行政界をこえることになるので双方の法的な事業認可手続きや北方町との協議などが必要になります。大前提とし瑞穂市に下水処理場をつくるわけですから、北方町の公共下水道に接続するのは、本来の単独公共下水道の考え方とは異なります。現計画では、馬場生津地区についても瑞穂市の下水処理場の区域です。

Q 単独浄化槽の場合、過去の排水設備工事費の概ねの金額がわかれば教えてほしい。また、下水道管は前面道路にしか布設されないのか。下水道に接続すると本当に川がきれいになるのか。

A 排水設備改造工事費の安い場合は10～20万円、キッチンなどのリフォームを同時に行う場合は、何百万円になる場合もあります。

下水道管の布設位置は、下水処理場の位置が決まってから詳細設計時に決定します。前面道路でなくても裏の道路に布設する場合もあります。詳細設計を行わないと布設位置は決まりませんので、決まり次第出来るだけ早くお知らせします。

下水道ができたからといって、河川の魚が目に見えて増えるというわけではありません。しかし、下水道へ接続が進めば着実にきれいになります。また、集落内の水路に汚水や浄化槽排水がなくなり蚊などの発生は少なくなります。

Q 合併浄化槽を設置している場合は、浄化槽の処理水を下水道に接続すれば、下水処理場の負担も少ないと考える。また、その場合は割引制度などをつくってはどうか。

A 現状ではそのような制度は考えていません。浄化槽排水を下水道に接続するメリットはないと考えます。下水道に接続し浄化槽の維持管理を行うのは二重投資になります。浄化槽排水は塩素消毒してあるので、下水処理場にとっては負担になりま

す。

Q いつから下水道事業は始まるのか。

A 処理場の取得ができてから、事業着手後、早い地域で下水道が使えるようになるのは5年後程度です。

Q 今から5年度に事業開始されれば10年後の供用開始ということか。馬場生津地区が一番始めに事業着手する可能性はあるのか。

A 供用開始はそのとおりです。馬場生津地区が一番始めに事業着手する可能性もあります。